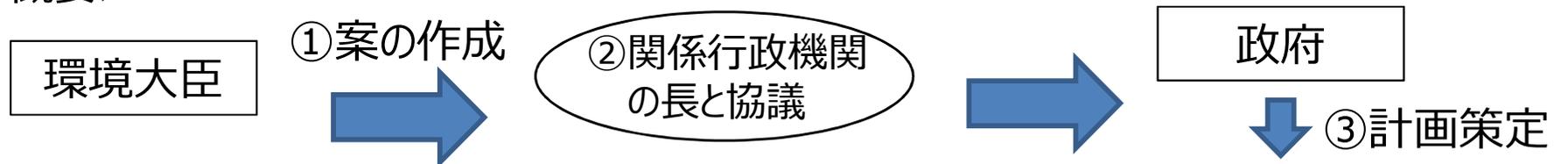

地球温暖化対策推進法に基づく各施策について

2020年11月

政府実行計画の概要

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という）第20条に基づき、政府は地球温暖化対策計画に即して、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画を策定。
- 政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体や民間企業への波及を期待。

<制度の概要>



<政府実行計画> ※第20条

○政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定

(策定内容)

- ・計画期間
- ・政府実行計画の目標
- ・実施しようとする措置の内容
- ・そのほか政府実行計画の実施に関し必要な事項

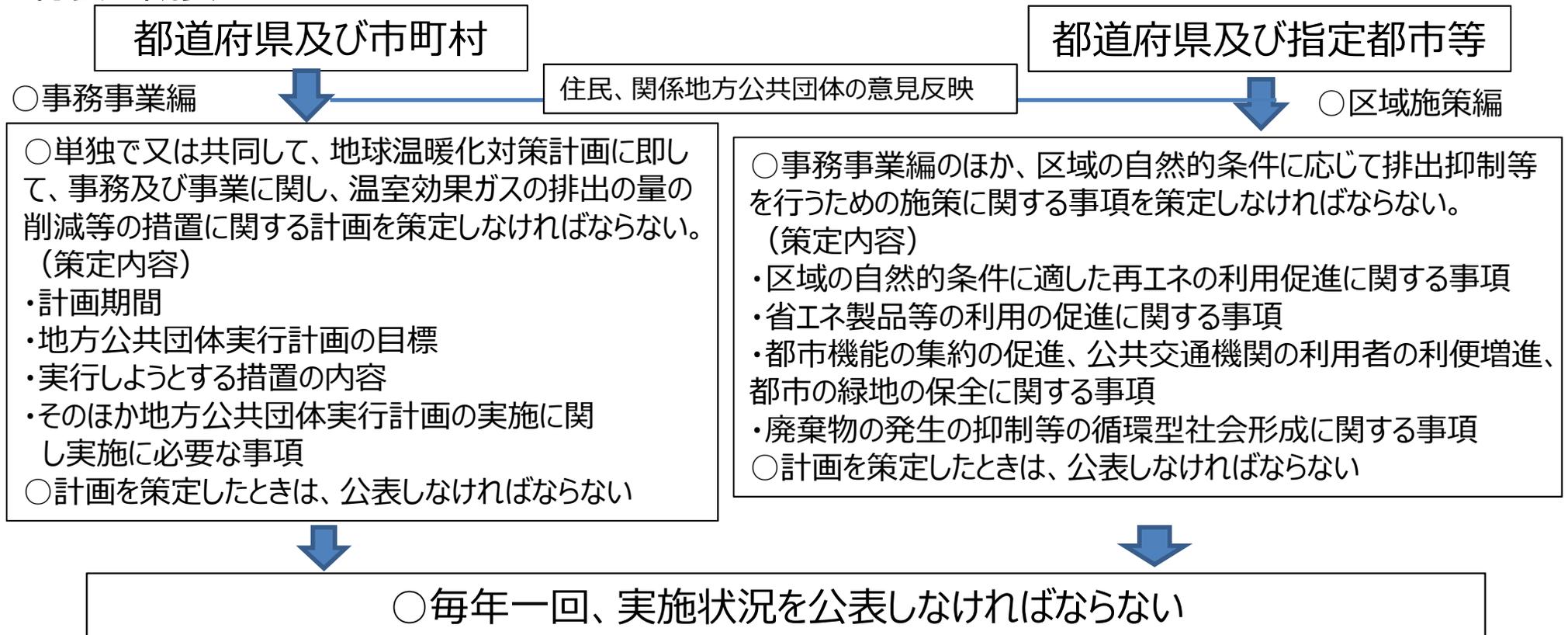
○閣議決定をした後、政府実行計画を公表

○毎年1回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表

地方公共団体実行計画の概要

- 温対法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体による温暖化対策のための実行計画を策定するもの。
- 計画は以下の2種類ある。
 - **事務事業編（すべての地方公共団体が義務の対象）**
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（自治体自身の排出量の削減計画）
 - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市のみ義務）**
区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等のための総合的な計画（自治体が所掌する区域全体の排出削減計画）

<制度の概要>



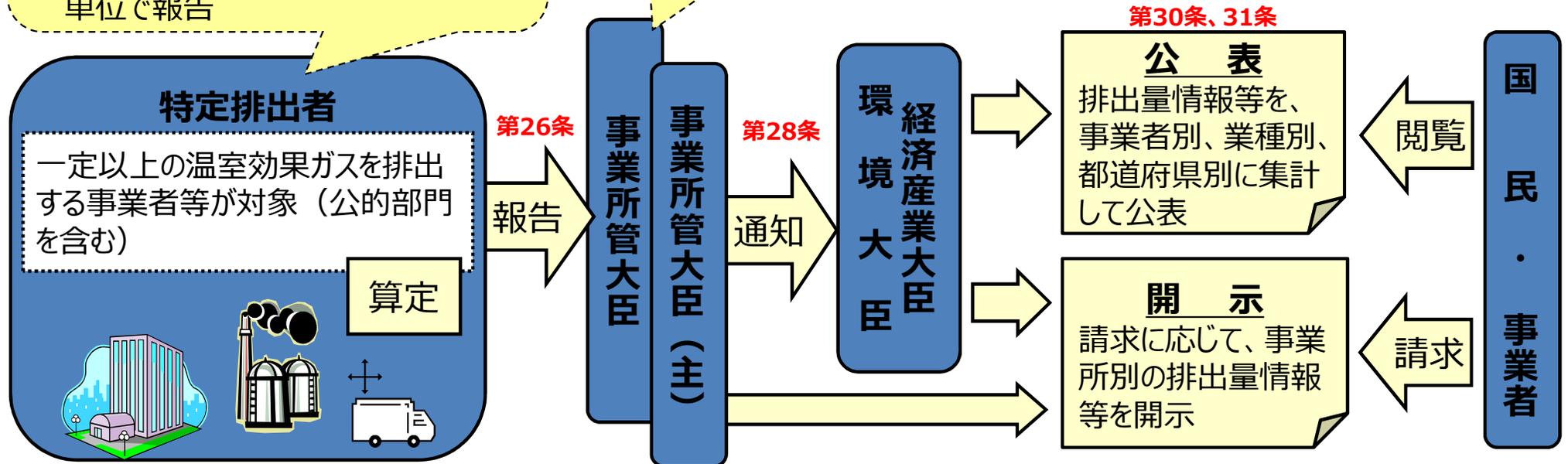
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

- 「温対法」第26条等に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務づけている制度。
- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取り組みのための基盤確立、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成を目的とする。

① 対象となる者（特定排出者）は、自らの排出量を算定し、毎年7月末まで（輸送事業者は6月末まで）に、前年度の排出量情報を事業者単位で報告

② 主たる事業所管大臣は報告された情報を集計し、環境大臣・経済産業大臣へ通知

③ 通知された情報は環境大臣・経済産業大臣によって集計され、国民に対して公表、開示される



※ 排出量の増減理由等の関連情報も併せて報告することが可能

第32条

※ 排出量の情報が公にされることで権利利益が害される恐れがあると
思料される場合は権利利益の保護を請求することが可能

第27条

※ 報告義務違反、虚偽の報告に対しては罰則

第68条

排出抑制等指針の概要

- 温対法第23条、24条に基づき、事業活動に伴う排出抑制、日常生活における排出抑制への寄与を目的に、事業者の排出抑制に関する努力義務が規定された。（平成20年温対法改正時に策定）
- 上記を適切かつ有効に実施できるよう、第25条に基づき、主務大臣（環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣）が、排出抑制等指針を公表することとされている。

<概要図>

主務大臣



<排出抑制等指針> ※第25条

主務大臣は、事業者が事業活動に伴う排出抑制・日常生活における排出抑制への寄与についての努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出抑制等指針）を公表すること

参考として活用

事業者

事業者

<事業活動に伴う排出抑制>

※第23条

○事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り排出量が少ない方法で使用するよう努めること

<日常生活における排出抑制への寄与> ※第24条

○事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービスの製造等を行うにあたっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努めること

地球温暖化防止活動推進センター等の概要

- 国民が行う温暖化防止のための行動を進めやすく、効果的にするために、「温対法」第37条、38条、39条に基づき、環境大臣による地球温暖化防止活動推進センターの設置、都道府県知事等による地球温暖化防止活動推進員・地球温暖化防止活動推進センターの設置について定められている。

<制度の概要>

環境大臣

関係行政機関の
長と協議

<全国地球温暖化防止活動推進センターの設置> ※第39条

(事業内容)

- ・温暖化についての啓発活動・民間団体支援
- ・日常生活における温室効果ガスの排出抑制のための措置を促進する方策の調査研究
- ・日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品・役務について、排出量に関する情報収集、提供

都道府県知事・指定都市等の長

<地球温暖化防止活動推進員の指名>

※第37条

(活動内容)

- ・温暖化対策についての住民理解醸成
- ・日常生活における温室効果ガスの排出抑制措置の調査・指導・助言
- ・住民に対する情報提供・協力

<地域地球温暖化防止活動推進センターの設置>

※第38条

(事業内容)

- ・温暖化についての啓発活動・民間団体支援
- ・温暖化対策の推進のための住民活動促進
- ・地方公共団体実行計画の達成に向け協力